

物品台帳

奥市公園野球場

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数量	備 考
オーディオ・ビジュアル機器		1	[事務室]
オーディオ・ビジュアル機器		1	[事務室]
グラウンドゴルフポスト		19	[倉庫2]
キンボールセット		6	[倉庫2]
テント		3セット	[倉庫2]
テニスネット		6	二日市専用予備保管[倉庫2]
サッカーネット	小	4	[倉庫2]

備品(Ⅱ種)

品 名	規 格 等	数量	備 考
AED		1	

備品(Ⅲ種)

品 名	規 格 等	数量	備 考
整備車両		1	[補助球場B北側]
パソコン	LENOVE	2	[受付事務所]
散水機		3	ホース付[補助球場A東側物置]

消耗品

品 名	規 格 等	数量	備 考
ほうき		4	[補助球場A東側ダグアウト、補助球場Aダグアウト、補助球場B西側ダグアウト、補助球場B南側ダグアウト]
ラインカー		7	[補助球場A東側ダグアウト:1、補助球場B西側ダグアウト:1、倉庫2:3、倉庫3:2]
レーキ		1	[補助球場B北側(車両内)]
網レーキ		1	[補助球場B北側(車両内)]
ブラシ付レーキ		1	[補助球場B北側(車両内)]
鉄製レーキ		3	[本球場西側、補助球場A北側、補助球場B南側]
トンボ	木製	46	[本球場西側:12、補助球場A北側:6、補助球場B南側:6、倉庫3:22(内1予備)]
トンボ	鉄製	5	[本球場西側:2、倉庫3:3(予備)]
ベース(固定)	本球場用	1セット	[本球場]
ベース	補助球場用	2セット	[補助球場A東側ダグアウト:1セット、補助球場B西側ダグアウト:1セット]
ホームベース		3	[本球場:1、補助球場:2]
長机		26	[倉庫1]
パイプ椅子		134	[倉庫1:132、倉庫3:2]
リヤカー		1	[倉庫1]
スコップ		13	[倉庫1:1、倉庫3:12]
梯子		1	[倉庫2]
脚立	大	1	[倉庫2]
脚立	中	2	[倉庫2]
脚立	小	1	[倉庫2]
一輪車		1	[倉庫2]
巻尺	100m	2	[倉庫2]
グラウンドゴルフスティック		69	[倉庫2]

ペタンクボール		12	[倉庫2]
ストラックアウトセット		2	[倉庫2]
インディアカ		2	[倉庫2]
バードゴルフ		17	[倉庫2]
バードゴルフボール		9	[倉庫2]
ティーボール		4	[倉庫2]
鋤簾		2	[倉庫3]
鍬		2	[倉庫3]
竹ぼうき		1	[倉庫3]
熊手		8	[倉庫3]
刈払機		1	[倉庫3]
電気洗濯機		1	[炊事場]
整理棚		1	[事務室]
スチール戸棚	掃除道具ロッカー	1	[事務室]
キャビネット		1	[事務室]
応接机		1	[事務室]
更衣ロッカー		3	[廊下]
スチール柵		1	[受付事務所]
電話機(子機付き)		2	[受付事務所]
FAX・電話機	パナソニックKX-PW 505-S	1	[受付事務所]
大型金庫	EIKO	1	[受付事務所]
手提げ金庫		1	[受付事務所]
事務椅子		8	1つは市役所備品[受付事務所]
本棚		1	[受付事務所]
レターケース		5	[受付事務所]
鍵ボックス	壁掛用	1	[受付事務所]
鍵ボックス	卓上用	1	[受付事務所]
コピー機	キャノン	1	[受付事務所]
プリンター	ブラザー2	1	[受付事務所]
事務机		4	[受付事務所]
長机		9	[2階会議室(倉庫)]
鍵ボックス		29	[3階会議室(倉庫)]

奥市公園相撲場

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
手桶		3	大2、小1〔倉庫1〕

当新田公園サッカー場

備品(Ⅰ種)

品 名	規格等	数量	備 考
サッカーゴール	大	1セット	網付[サッカー場]
サッカーゴール	中	2セット	網付[サッカー場]
サッカーゴール	小	2セット	網付[サッカー場]
サッカーネット		12	大2、中6、小4[倉庫]
ローラー		1	[サッカー場]
球技用得点板		1	[東側シャワー室]
テント		1セット	[倉庫]

備品(Ⅲ種)

整備車両		1	レーキ付き[サッカー場]
------	--	---	--------------

消耗品

コーナフラッグ		9	モルテン[倉庫]
スコップ		5	[倉庫]
ライン引き	鉄製	5	青4、赤1[倉庫]
ホース	50m	5	[サッカー場:1・東側シャワー室:1、西側シャワー室:3]
巻尺	100m	4	エバーニュー[倉庫]
検尺ロープ巻取器		1	エバーニュー[倉庫]
コートブラシ		6	[サッカー場]
トンボ	鉄製	3	[サッカー場]
トンボ	木製	9	[サッカー場]
一輪車		2	[サッカー場]
ステンレス製ベンチ		9	エバーニュー[本部棟]
長机		4	[本部棟]
コルク製掲示板		1	[本部棟]
竹ぼうき		3	[本部棟:2、西側シャワー室:1]
ライン引き	木製	1	[東側シャワー室]
ちりとり		2	[東側シャワー室]
パイプ椅子		5	[西側シャワー室]
コーン		30	大14、小16[東側シャワー室]

二日市テニスコート

備品（Ⅰ種）

品 名	規 格 等	数 量	備 考
審判台		4	[テニスコート]
テニスポスト		4セット	[テニスコート]
テニスネット		4	[テニスコート]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
コート水切り	テニスコートハケ	7	[テニスコート]
長いす	ベンチ	8	青4台、白4台 [テニスコート]
コードリール		1	[男子更衣室]
キャビネット		1	[男子更衣室]
ちりとり付ほうき		2	[男子更衣室]

向州公園テニスコート

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
審判台		3	屋根付き、市備品シール有[テニスコート]
ローラー	鉄製	2	内1柄無し[テニスコート]
ローラー	コンクリート製	1	柄無し[テニスコート]
テニスポスト		3セット	[テニスコート]
テニスネット		3セット	[テニスコート]
物置		2	[テニスコート東(開錠不可)、テニスコート南]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
ホース巻取機		2	ホース内蔵[テニスコート]
長いす	ベンチ(アルミ製)	7	[テニスコート]
長いす	ベンチ(黒色)	2	[テニスコート]
コートブラシ		6	[テニスコート]
一輪車		2	1台は利用者所有[テニスコート]
トンボ(鉄)		1	[テニスコート]
じょろ	プラスチック製	5	[倉庫]
熊手		2	[倉庫]
脚立		1	[倉庫]
スコップ		2	[倉庫]
パイプ椅子		6	[倉庫]
長机		3	[倉庫]

向州公園補助野球場

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
物置		1	[野球場]
グラウンドレーキ		1	[野球場]

備品(Ⅲ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
整備車両		1	[野球場]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
ライン引器	木製	1	[物置]
ライン引器	鉄製	1	[物置]
ベース		1セット+1	[物置]
じょろ		4	[物置]
スコップ		1	[物置]
レーキ		1	[野球場]
トンボ	木製	3	[野球場]
トンボ	鉄製	7	[野球場]
一輪車		2	[野球場]
アルミ製トンボ		1	[野球場]

上道公園野球場

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
物置		1	[野球場横北側]

備品(Ⅲ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
軽四トラック		1	[西側物置]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
ベース		2セット+1	[西側ダグアウト:1セット、物置:1セット+1]
トンボ(大)	鉄製	2	[野球場北]
トンボ(小)	鉄製	7	[野球場北:3、西側ダグアウト:1、野球場南3]
トンボ	木製	6	[野球場北:3、野球場南:3]
コートブラシ		3	[野球場北:1、野球場南:2]
レーキ	鉄製	2	[野球場北、野球場南]
一輪車		2	[南側ダグアウト、物置]
竹ぼうき(小)		2	[野球場南]
竹ぼうき		1	[物置]
ホームベース		2	[物置]
熊手		1	[物置]
スコップ		2	[物置]
ツルハシ		1	[物置]
鋤簾		1	[物置]
かけや		1	[物置]
バケツ		3	[物置:1、西側倉庫:2]
ライン引き		4	[物置:2、西側倉庫:2]
ジョロ		2	[物置、西側物置]
パイプ椅子		1	[西側物置]
グラウンドレーキマット		1	[西側物置]

足守テニスコート

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
テニスポスト		2セット	[テニスコート]
ローラー		1	[テニスコート]
テニスネット		2	[テニスコート]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
ホース		1	[テニスコート]
コートブラシ		2	[テニスコート]
ほうき		2	[テニスコート]
レーキ		2	[テニスコート]
ベンチ(大)		4	[テニスコート]
ベンチ(小)		2	[テニスコート]
背もたれ付きベンチ		2	[テニスコート]

牟佐スポーツ広場

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
物置		1	[多目的広場]
サッカーゴール(中)		2セット	網無し[多目的広場]
テニスポスト		2セット	[テニスコート]
審判台(固定)		2	[テニスコート]
テニスネット		2	[テニスコート]
サッカーネット	小	4	[物置(多目的)]

備品(Ⅲ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
整備車両		1	レーキ付き[多目的広場]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
ベンチ(小)		4	[テニスコート]
ベンチ(大)		1	[テニスコート]
コートブラシ	テニス用	4	[テニスコート]
ほうき		3	[テニスコート]
背もたれ付きベンチ		3	内1つ中国電力のロゴ有[テニスコート]
壁掛時計		1	[テニスコート]
ポラード		5	[倉庫(テニス)]
ホース巻取機	ホース付	1	[倉庫(テニス)]
パイプ椅子		9	[倉庫(テニス)]
スコップ		2	[倉庫(テニス)、物置(多目的)]
ホームベース		2	[物置(多目的)]
一輪車		1	[物置(多目的)]
かご	サッカーボール用	3	[物置(多目的)]
ライン引器		3	鉄製2・木製1[物置(多目的)]
ベース		1セット	[物置(多目的)]
鉄製レーキ		7	[多目的北]
コートブラシ	野球用	2	[多目的北]

西大寺武道館

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
卓球台		4	[2階倉庫]

備品(Ⅱ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
AED		1	

備品(Ⅲ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
エアコン		1	[管理事務所]
パソコン		3	[管理事務所:1、1階倉庫:2]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
電気掃除機		1	[管理事務所]
片袖机		3	[管理事務所]
回転椅子		4	[管理事務所]
プリンター	ブラザーHL-2130	1	[管理事務所]
袖机	引出	1	[管理事務所]
戸棚(大、小)	書類用	2	[管理事務所]
電話	FAX機能付	1	[管理事務所]
パイプ椅子		99	[1階ロビー:3、2階倉庫:96]
黒板		1	[1階ロビー]
学習机		1	[1階ロビー]
ホワイトボード		1	[1階ロビー]
長机		44	[管理事務所:2、1階ロビー:4、 2階倉庫:29、2階ロビー:8]
モップ		3	[2階倉庫]
キャビネット		1	[2階倉庫]
畳		15	[剣道場]
畳(緑)		78	[柔道場]
畳(赤)		18	[柔道場]
ロー長机		4	[指導員控室]

野山武道館・テニスコート

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
物置	ヨド	2	[テニスコート横]
テニスポスト		1セット	[テニスコート]
テニスネット		1	[テニスコート]
審判台		1	[テニスコート]

備品(Ⅱ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
AED		1	

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
得点板		1	[テニスコート]
ホース		1	[テニスコート]
ローラー		1	[テニスコート]
コートブラシ		2	[テニスコート]
背もたれ付きベンチ	アルミ	3	[テニスコート]
背もたれ付きベンチ	青色	2	[テニスコート]
更衣ロッカー		1	[管理室]
壁掛時計		1	[管理室]
ほうき		20	[倉庫:12、玄関:1、テニスコート:7]
モップ		3	[倉庫]
黒板		3	[倉庫]
ちりとり		2	1個外用[倉庫、玄関]
長机		5	[倉庫:4、管理室:1]
パイプ椅子		18	[倉庫:13、管理室:2、テニスコート:3]
脚立		1	[倉庫]
ホワイトボード		1	[倉庫]
一輪車		1	[物置]
木製トンボ		3	[物置]
竹ぼうき		2	[物置]
シャベル		2	[物置]
スコップ		2	[物置]
砂ふるい		1	[物置]
畳(緑色)		94	[武道場]
畳(赤色)		18	[武道場]

吉備津弓道場

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
動力芝刈り機		1	[倉庫]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
黒板		3	[射場]
片袖机		1	[射場]
事務椅子		1	[射場]
長机		3	[射場]
パイプ椅子		7	[射場:6、射場内押入:1]
丸椅子	木製	30	[射場内押入]
モップ		3	[射場内押入]
バケツ		1	[射場内押入]
ほうき		4	[射場内押入:1、射場外(西):3]
ちりとり		2	[射場内押入、射場外(西)]
脚立		2	[射場内押入、射場外(東)]
ほうき(小)		2	[射場外(西)]
ロー机		2	[射場外西側控室]
ホース		1	[的場物置(西)]
木製トンボ		2	[的場物置(西)]
スコップ		2	[的場物置(西)、更衣室裏]
噴射器		1	[倉庫]
コードリール		1	[倉庫]

小串スポーツ広場

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
サッカーゴール	大	1セット	ネット付き[多目的広場]
サッカーゴール	中	1セット	ネットなし[多目的広場]
審判台		1	[テニスコート]
テニスポスト		1セット	[テニスコート]
テニスネット		1	[テニスコート]
サッカーネット		2	[倉庫]

備品(Ⅲ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
整備車両		1	[多目的広場]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
背もたれ付きベンチ		4	[テニスコート]
コートブラシ		3	[テニスコート:2、多目的広場:1]
ベンチ		4	[多目的広場]
ローラー		1	[多目的広場]
レーキ		1	[多目的広場]
トンボ	木製	13	[多目的広場]
トンボ	鉄製	15	内2本故障[多目的広場]
防球フェンス(大)		2	ヤングカープ岡山→岡山市の帰属物として整理(他団体も利用可)
防球フェンス(中)		2	
防球フェンス(ローボール用)		4	
防球ネット(L字型)		1	
防球ネット(バッティング用)		1	[多目的広場]
ホース巻取機		1	ホース付き[倉庫外]
ベース		2セット	[倉庫]
ソフト用ベース		3	[倉庫]
コーナーフラッグ		4	[倉庫]
コーナーフラッグ杭		4	[倉庫]
一輪車		1	[倉庫]
業務用ホース		1	[倉庫]
ライン引器	木製	2	岡山市備品ステッカー有[管理室]
スコップ		2	[管理室、倉庫]
長机		3	[管理室]
パイプ椅子		14	[管理室]
回転椅子		1	[管理室]
更衣ロッカー		1	[管理室]
事務机		1	[管理室]
台車		1	[管理室]
折り畳み式バケツ		2	[管理室]
棚		2	[女子更衣室、男子更衣室]
すのこ		2	[女子更衣室、男子更衣室]

桑野スポーツ広場

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
サッカーゴール	大	1セット	ネット無し[多目的広場]
サッカーゴール	中	2セット	ネット無し[多目的広場]
テント	ウエイト付	2セット	[倉庫(中央)]
サッカーネット	大人用	4	[倉庫(中央)]
サッカーネット	子ども用	4	[倉庫(中央)]

備品(Ⅲ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
整備車両		1	レーキ付き[多目的広場]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
ベンチ		10	[多目的広場]
鉄製トンボ(大)		2	[多目的広場]
トンボ		21	アルミ9 鉄12[多目的広場]
ライン引器		6	内1台木製[倉庫(左)]
球技用得点板	野球用	2	[倉庫(左)]
ライムボックス		1	[倉庫(左)]
ダブルベース		2	[倉庫(左)]
ベース		3	[倉庫(左)]
ベース(差し込み型)		3	[倉庫(左)]
一輪車		2	[倉庫(左)]
巻尺	100m	1	[倉庫(中央)]
コーナーフラッグ(旗のみ)		12	[倉庫(中央)]
コーナーフラッグ		8	旗と支柱セット[倉庫(中央)]
長机		6	[倉庫(中央)]
パイプ椅子		19	[倉庫(中央)]
ホース巻取機		1	[倉庫(右)]
シャベル		3	[倉庫(右)]
スコップ		1	[倉庫(右)]

財田スポーツ広場

備品（Ⅰ種）

品 名	規 格 等	数 量	備 考
物置		1	[サッカー場]
サッカーゴール	大	1セット	網付[サッカー場]
サッカーゴール	中	2セット	網無し[サッカー場]
サッカーネット		4	[物置]
テント		1セット	[物置]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
ステンレス製ベンチ	エバニュー	3	[サッカー場]
ホース巻取機	ホース付き	1	[サッカー場トイレ横]
ライムボックス		1	[物置]
スプリンクラー		1	[物置]
スチール棚		8	[物置]
ライン引器	木製	2	[物置]
ライン引器	鉄製	4	[物置]
ホース巻取機		1	[物置]
巻尺		1	[物置]
コーナースタック		8	[物置]
パイプ椅子		28	[物置]
長机		8	[物置]
サッカーゴールウェイト		8	[物置]

興除テニスコート

備品（Ⅰ種）

品 名	規 格 等	数 量	備 考
審判台		3	[テニスコート]
テニスポスト		3セット	[テニスコート]
テニスネット		4	[テニスコート:3、物置:1]
テント	ウエイト付	3	[物置]
物置		1	[駐車場]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
ベンチ		7	[テニスコート]
コートブラシ		7	[テニスコート:6、物置:1]
竹ぼうき		1	[テニスコート]
ぼうき		1	[テニスコート]
長机		6	[物置]
パイプ椅子		16	[物置]

旭東テニスコート

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
審判台		5	[テニスコート:4、物置:1]
ローラー		1	[テニスコート]
物置		1	[テニスコート]
テニスポスト		4セット	[テニスコート]
テニスネット		5	[テニスコート:4、物置:1]
バレーボールポスト		1セット	[物置]
エアコン		2	[男子更衣室、女子更衣室]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
コートブラシ		8	[テニスコート]
一輪車		1	[テニスコート]
スコップ		2	[テニスコート]
長机		2	[テニスコート]
ベンチ(青)		10	[テニスコート]
ステンレス製ベンチ		8	[テニスコート]
防球ネット		16	[テニスコート]
アルミ製レーキ		1	[テニスコート]
ほうき		8	[テニスコート]
ホースリール	ホース付	2	[テニスコート、物置]
トンボ	アルミ製	1	[物置]
トンボ	木製	8	[物置:6、テニスコート:2]
パイプ椅子		16	[物置]
二輪ラインカー		1	[物置]

灘崎野球場

備品(Ⅲ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
整備車両		1	[1階器具庫2]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
手押運搬車		1	[1階器具庫2]
防球ネット(L字型)		1	[1階器具庫2]
防球フェンス(バッティング用)		1	[1階器具庫2]
脚立		2	[1階器具庫2]
コンプレッサー		1	[1階器具庫2]
ホース		4	[1階器具庫2]
スプリンクラー		1	[1階器具庫2]
ゴムホース		1	[1階器具庫2]
スコップ		1	[1階器具庫2]
チリトリ		1	[1階器具庫2]
グランドレーキマット(整備車両)		1	[1階器具庫2]
一輪車		1	[1階器具庫2]
鉄製レーキ		1	[1階器具庫2]
鍬(大・小)		3	大2, 小1[1階器具庫2]
ベース	固定式	3セット+2	[西側ダグアウト:2セット、 1階器具庫2:1セット+2]
ホースリール		1	[西側ダグアウト]
ライン引き		3	[1階器具庫2:1、西側ダグアウト:2]
竹ホウキ		4	[西側ダグアウト:2、北側ダグアウト:1、 1階器具庫2:1]
ホウキ		2	[西側ダグアウト、北側ダグアウト]
ステンレス製ベンチ		12	[西側ダグアウト:6、北側ダグアウト:6]
トンボ	木製	22	[西側ダグアウト:10、北側ダグアウト:5、 1階器具庫2:7]
コートブラシ		6	[西側ダグアウト:2、北側ダグアウト:3、 1階器具庫2:1]
じよろ		1	[北側ダグアウト]
長机		8	[2階会議室]
パイプ椅子		25	[2階会議室]
バケツ		1	[2階会議室]
ホワイトボード		1	[2階会議室]
冷蔵庫		1	[2階炊事室]

瀬崎体育センター

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
卓球台		4セット	[体育館倉庫]
バレーボール支柱	TOEI、Senoh	2セット	[体育館倉庫]
バレーボール審判台		1	[体育館倉庫]
バトミントン用支柱		4セット	[体育館倉庫]
支柱掛台		1	[体育館倉庫]
バレーボール用ネット		2	[体育館倉庫]
エアコン		1	[管理事務所]

備品(Ⅲ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
デスクトップパソコン		1	[管理事務所]
ノートパソコン		1	[管理事務所]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
卓球用ネット		7	[体育館倉庫]
卓球用ネット固定金具		5セット	[体育館倉庫]
得点板	TOEI LIGHT、Senoh	2	[体育館倉庫]
バレー用アンテナ(ワンタッチ式)	アシックス	3セット	[体育館倉庫]
バトミントン用ネット	アシックス	2	[体育館倉庫]
ボールカゴ		1	[体育館倉庫]
モップ(体育館用)		4	[体育館倉庫]
ほうき		1	[体育館倉庫]
ちりとり		1	[体育館倉庫]
脚立		2	[体育館倉庫、ロビー]
パイプ椅子		6	[体育館倉庫:1、男子更衣室:5]
空気入れ		1	[管理事務所]
電話機(FAX)	子機付き	1	[管理事務所]
テレビ		1	[管理事務所]
片袖机		1	[管理事務所]
テーブル		1	[管理事務所]
椅子		4	[管理事務所]
スリッパ		16組	[管理事務所]
プリンター	brother	1	[管理事務所]
パソコンデスク		1	[管理事務所]
教卓		1	[管理事務所]
回転いす		3	[管理事務所:1、男子更衣室:2]
長机		2	[管理事務所、男子更衣室]
電気掃除機		2	[管理事務所、体育館倉庫]
更衣室ロッカー		2	[管理事務所、男子更衣室]
ソファ		1	[ロビー]
台座		1	[ロビー]
掲示板		1	[ロビー]
本立て		1	[ロビー]
黒板		1	[男子更衣室]
用具ロッカー		1	[男子更衣室]
一輪車		1	[体育館外]

山田グリーンパーク

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
スポーツトラクター		1	[器具倉庫]
トーコーローラー		1	[器具倉庫]
ブロードカスタ		1	[器具倉庫]
マイティレイキ		1	[器具倉庫]
エアコン		1	[事務所]
サッカーゴール(大)		1セット	網付[サッカー場]
サッカーゴール(中)		1セット	網付[サッカー場]
サッカーゴール(小)		1セット	網付[サッカー場]
審判台		3	[テニスコート]
テニスポスト		3セット	[テニスコート]
テニスネット		3	[テニスコート]

備品(Ⅲ種)

品 名	規 格 等	数 量	備 考
セクション		多数	[スケートパーク]
グラウンドレーキマット		1	[器具倉庫]
草刈機	KAAZ	1	[器具倉庫]
デスクトップパソコン		2	[事務所]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	備 考
片袖机		6	[事務所:4、物置:2]
棚		1	[金庫・備品室:1]
机		2	[事務所]
回転いす		4	[事務所]
プリンター	EPSON	1	[事務所]
シュレッダー		1	[事務所]
監視カメラモニター		1	[事務所]
監視カメラデッキ		1	[事務所]
更衣ロッカー		11	[ロッカー室:1、テニス女子更衣室:5(大3、小2)、テニス男子更衣室:5(大3、小2)]
戸棚		2	[金庫・備品室]
金庫		1	[金庫・備品室]
監視カメラ		2	[休憩所便所前、テニスコート駐車場前]
ホースリール		1	[駐車場]
ユニットハウス電気設備		1	[駐車場]
掃除用具ロッカー		1	[器具倉庫]
熊手		7	[器具倉庫]
監視カメラ支柱		1	[器具倉庫]
ローラー		1	[器具倉庫]
脚立(大)		1	[器具倉庫]
脚立(中)		1	[器具倉庫]
脚立(極小)		1	[器具倉庫]
一輪車		4	[器具倉庫:2、野球場倉庫横:1、サッカー場倉庫横:1]
タンク		1	[器具倉庫]
竹ぼうき		6	[器具倉庫:2、野球場倉庫:2、サッカー場倉庫:1]
スコップ		6	[器具倉庫:5、野球場倉庫:1]
長机		3	[物置]
パイプ椅子		11	[物置:6、野球場倉庫:2、サッカー場倉庫:3]
空気清浄機		1	[物置]

木製トンボ		9	[野球場倉庫]
ウインチハンドル		13	[野球場倉庫]
ラインカー		2	[野球場倉庫:1、サッカー場倉庫:1]
コートブラシ		15	[野球場倉庫:2、サッカー場:6、テニスコート:6、テニスコート(壁打ち):1]
鉄製レーキ(小)		4	[野球場倉庫:2、サッカー場倉庫:2]
ホームベース		1	[野球場倉庫]
塁ベース		16	[野球場倉庫:12、サッカー場倉庫:4]
シャベル		3	[野球場倉庫:1、サッカー場倉庫:2]
鉄製トンボ		9	[野球場倉庫:2、サッカー場倉庫:7]
防球ネット		107	野球場・サッカー場を囲うネット [野球場:63、サッカー場:43]
防球ネット		8	可動式[野球場]
L字型防球ネット		2	[野球場]
バッティングゲージ		2	[野球場]
ティーバッティングネット		4	[野球場]
ウエイト(大)		6	[野球場西側ダグアウト:5、野球場北側ダグアウト:1]
ウエイト(小)		16	[野球場西側ダグアウト:10、野球場北側ダグアウト:6]
倉庫		2	[野球場外、サッカー場外]
ベンチ		29	[野球場西側ダグアウト:5、野球場北側ダグアウト:5、サッカー場南側ダグアウト:6、サッカー場東側ダグアウト:4、テニスコート:6、テニスコート(壁打ち):1、テニスクラブハウス:2]
ほうき		6	[野球場西側ダグアウト、野球場北側ダグアウト、野球場倉庫、サッカー場南側ダグアウト、サッカー場東側ダグアウト、サッカー場倉庫]
ゴールウエイト		15	[サッカー場倉庫]
モップ絞りバケツ		1	[テニス男子更衣室]

神崎山公園競技場

備品(Ⅰ種)

品名	場所	在庫数
エアコン	管理棟事務室	1
鋼鉄製巻き尺 100m	管理棟事務室	1
リボンロッド 50m	管理棟事務室	1
全自動ピストル(写真判定装置用スタート信号器)	管理棟事務室	3
超音波風速計	管理棟事務室	2
デジタル風速計	管理棟事務室	1
風向風速計	管理棟事務室	1
10kgはかり	管理棟事務室	1
槍検定器	管理棟事務室	1
踏切板取替工具	管理棟事務室	1式
複写機	管理棟事務室	1
黒(白)板	管理棟事務室	1
リボンロッド 50m	A倉庫	2
リボンロッド 100m	A倉庫	1
リヤカー	A倉庫	1
ハンマー 7.260Kg	A倉庫	4
ハンマー 6.000Kg	A倉庫	4
ハンマー 5.000Kg	A倉庫	2
ハンマー 4.000Kg	A倉庫	4
やり 男子用 800g	A倉庫	4
やり 女子用 600g	A倉庫	4
スターター用拡声装置(8本入)	A倉庫	1式
周回表示器(鐘付)	A倉庫	1
3000m障害代用縁石	A倉庫	1式
トラック競技速報表示盤(フィニッシュタイマー3)	A倉庫	1
風力速報表示器	A倉庫	1
走幅跳、三段跳用距離標識	A倉庫	1
踏切板	A倉庫	6
円盤・ハンマー兼用サークル	A倉庫	1
足留材	A倉庫	3
フィールド用ビニールテープ 白	A倉庫	2
フィールド用ビニールテープ 黄(赤・黒)	A倉庫	2
フィールド成績表示器	A倉庫	2
フィールド競技用制限時間告知器	A倉庫	3
炭酸マグネシウム入台	A倉庫	3
走幅跳・三段跳距離測定器	A倉庫	1組
ビニールテープ巻取器	A倉庫	4
砲丸置台	A倉庫	1
円盤置台	A倉庫	1
ハンマー吊り台	A倉庫	1
やり立て台	A倉庫	1
演台	A倉庫	1
走高跳用高度計	B倉庫	1
棒高跳用高度計	B倉庫	1
表彰台 1～3位	B倉庫	1
スターター台 アルミ製	B倉庫	2
スターティングブロック	B倉庫	19
ハードル	B倉庫	85
ハードル運搬車(9台搭載可能)	B倉庫	10
レーンナンバー標識(1～8レーン用)	B倉庫	2組
競歩用掲示板	B倉庫	1
走高跳用支柱及びバー止め	B倉庫	1組
棒高跳用支柱及びバー止め	B倉庫	1組
棒高跳用支柱保護カバー	B倉庫	1組
走高跳用マット	B倉庫	1組

棒高跳用マット	B倉庫	1組
走高跳用バー 4. 0M	B倉庫	3
棒高跳用バー 4. 5M	B倉庫	4
投てき距離標識 大小各13組	B倉庫	1式
マット運搬車 走高跳用	B倉庫	1
マット運搬車 棒高跳用	B倉庫	2
棒高跳用ボックス	B倉庫	4
雨天記録装置覆い	B倉庫	2
ビーチパラソルセット	B倉庫	5
ボール置台	B倉庫	1
走高跳用マット雨天カバー	B倉庫	1
棒高跳用マット雨天カバー	B倉庫	1
得点版タイマー付	B倉庫	1
人工芝	B倉庫	32
人工芝運搬車	B倉庫	1
サッカーゴール運搬車	B倉庫	2
スポーツラクター	C倉庫	1
ハイバキューム	C倉庫	1
パイプロレイキ	C倉庫	1
機動掃除機	C倉庫	1
吸水器	C倉庫	1
芝刈機	C倉庫	1
ハードル運搬車(小学生用)	C倉庫	4
整備用具収納台	C倉庫	1
テント	C倉庫	7張
エアコン	放送室	1
写真判定装置	写真判定室	2
エアコン	写真判定室	1
円盤・ハンマー投用囲い	外	1組
旗掲揚柱	外	1
砲丸投げ用サークル	外	2
円盤投げ用サークル	外	1
ハンマー投げ用サークル	外	1
砂場防じんカバー	外	1
砲丸ピットカバー	外	1
少年用サッカーゴール	外	2セット
大人用サッカーゴール	外	1セット

備品(Ⅱ種)

品名	場所	在庫数
AED	管理棟ロビー	1

備品(Ⅲ種)

品名	場所	在庫数
ライムソワー	C倉庫	1
パソコン	管理棟事務室	1

消耗品

品名	場所	在庫数
ミリオン巻尺 30m	管理棟事務室	1
ミリオン巻尺 50m	管理棟事務室	2
ミリオン巻尺 100m	管理棟事務室	2
鋼鉄製巻き尺 30m	管理棟事務室	2
鋼鉄製巻き尺 50m	管理棟事務室	1
鋼鉄製巻き尺 100m	管理棟事務室	1
延長コード	管理棟事務室	1

測定マイクロメーター定規	管理棟事務室	1
風向風速計	管理棟事務室	1
棒高跳び・はしり高跳び用練習ゴムバー	管理棟事務室	2
救護室消毒用手洗器	管理棟事務室	1
リボンロッド 30m	管理棟事務室	1
ポット	管理棟事務室	1
冷蔵庫	管理棟事務室	1
扇風機	管理棟事務室	2
暖房機	管理棟事務室	1
パソコン用コピー機	管理棟事務室	1
ストップウォッチ	管理棟事務室	18
ストップウォッチプリンター	管理棟事務室	15
バトン	管理棟事務室	4組
ピストル(スタート信号器)	管理棟事務室	3
ノギス	管理棟事務室	1
抽選器	管理棟事務室	1
ハンドマイク	管理棟事務室	4
温度計	管理棟事務室	1
湿度計	管理棟事務室	1
粘土	管理棟事務室	必要量
役員席用机	管理棟事務室	10
役員席用椅子	管理棟事務室	50
拡声装置	管理棟事務室	1式
携帯用無線	管理棟事務室	1式
携帯用無線	管理棟事務室	3式
ライン引き用ロープ	管理棟事務室	2式
巻尺整備用油	管理棟事務室	1缶
テレビ	管理棟事務室	1
書類棚	管理棟事務室	2
片袖机	管理棟事務室	1
回転いす	管理棟事務室	1
担架	管理棟ロビー	1
長机	管理棟ロビー	11
パイプ椅子	管理棟ロビー	31
長丸机	管理棟ロビー	1
パーテーション	管理棟ロビー	4
傘立て	管理棟ロビー	1
フィールド競技記録員用腰掛	A倉庫	6
リボンロッド止金具 芝土用	A倉庫	100
リボンロッド止金具 全天候	A倉庫	100
リボンロッド 30m	A倉庫	1
スタート係手旗 緑(2)・黄(1)・赤(1)	A倉庫	1
ファール判定ゴム板	A倉庫	17
赤・白 手旗	A倉庫	15組
黄 手旗	A倉庫	30
監察マーカー (10枚1組)	A倉庫	15
ブレイクラインマーカー(緑8、黄8)	A倉庫	1式
スタート合図用黒板	A倉庫	2
地(砂)均器	A倉庫	8
ほうき	A倉庫	7
スコップ	A倉庫	3
レーキ	A倉庫	7
砲丸(鉄製) 7.260Kg	A倉庫	4
砲丸(鉄製) 6.000Kg	A倉庫	4
砲丸(鉄製) 5.000Kg	A倉庫	4
砲丸(鉄製) 4.000Kg	A倉庫	4
砲丸(鉄製) 2.721Kg	A倉庫	4
円盤 2.0Kg	A倉庫	4
円盤 1.75Kg	A倉庫	4

円盤 1.5Kg	A倉庫	4
円盤 1.0Kg	A倉庫	6
競歩用イエローパドル	A倉庫	5
競歩用レッドパドル	A倉庫	2
警告カード(赤・黄色 1組)	A倉庫	3
スタート用警告カード	A倉庫	2
フィニッシュポスト 2本1組	A倉庫	1
ブレイクライン・ラップ・コーナートップ用旗	A倉庫	8
吹き流し	A倉庫	8
フィールド用ビニールテープ 白	A倉庫	2
粘土板	A倉庫	4
踏切版標識(2枚1組)	A倉庫	2組
フィールド競技者用距離表示マーカーA型	A倉庫	60
やり・円盤・ハンマー用ベグ	A倉庫	30
砲丸用ベグ	A倉庫	25
投てき用足ふきマット	A倉庫	2
炭酸マグネシウム	A倉庫	必要量
撥水具	A倉庫	1式
水取りブラシ	A倉庫	10
監察員用腰掛	A倉庫	10
フィールド位置表示器	A倉庫	2
棒高跳用バー上げ器(2本1組)	B倉庫	2組
トラック保護マット	B倉庫	2
フィールド競技記録員用小机	B倉庫	5
コードリール	B倉庫	2
整備用ブラシ	C倉庫	1
ハードル(小学生用)	C倉庫	74
競技者用長椅子	C倉庫	30
競技者用脱衣籠	C倉庫	42
パワースプレイヤ	C倉庫	1
ベンチ	C倉庫	29
長机	放送室	2
パイプ椅子	放送室	6
長机	写真判定室	3
パイプ椅子	写真判定室	5
パソコンデスク	写真判定室	2
ライン引器	物置	2
石灰	物置	必要量
コーナーフラッグ	物置	4
ゴールウエイト	物置	6
検尺ロープ巻取機	物置	2
コーン(小)		0

瀬戸町総合運動公園(野球場)

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
放送機器		1	台	[本部席]
トスマシン		1	台	[倉庫]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
ワイヤレスマイク		2	本	[事務所]
マイク(コード有)		1	本	[事務所]
三段ユミクロ(散水口)		1	個	[事務所]
キャッチャーマスク		3	個	[事務所]
審判用防具		1	個	[事務所]
マイクスタンド		1	台	[放送室]
スコアボード		1	式	[本部席]
スチール棚		1	台	[本部席]
得点板		1	式	[本部席]
サイレン機器		1	式	[本部席]
机		6	台	[本部席]
埋込式ベース		2	式	[本部席]
移動式ベース		1	式	[本部席]
ベース(ソフト用)		1	式	[本部席]
ホームベース(交換用)		1	台	[本部席]
椅子		4	脚	[本部席]
巻尺	100m	2	個	[本部席]
網ネット		3	巻	[本部席]
竹ぼうき		1	本	[本部席]
ちりとり		3	個	[本部席]
バケツ		2	個	[本部席]
スコップ		4	本	[本部席]
レーキ		6	本	[本部席]
とおし (ふるい)		2	個	[本部席]
ドラム		5	個	[本部席]
ジョロ		2	個	[本部席]
木製トンボ		18	本	[本部席]
アルミトンボ		2	本	[本部席]
コートブラシ		4	本	[本部席]
散水用ホース		48	本	[本部席他]
パイプイス		20	脚	[本部席他]
くい		多数		[本部席他]
ラインカー		5	台	[倉庫]
一輪車		2	台	[倉庫]
はしご		1	台	[倉庫]
ラインパウダー				[倉庫]
ハンマー		1	本	[倉庫]
シダぼうき		2	本	[倉庫]
ライン引き用ローブドラム		1	個	[倉庫]
ピッチャープレート		1	台	[グラウンド]
ベンチ		4	台	[ダグアウト]

瀬戸町総合運動公園(多目的グラウンド)

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
サッカーゴール	大	2	組	[グラウンド]
サッカーゴール	小	3	組	[グラウンド]
朝礼台		1	台	[グラウンド]
オーディオ機器・ポータブルマイク	パナソニック	1	台	[事務所]
サッカーネット	大	2	組	[倉庫]
サッカーネット	小	3	組	[倉庫]

備品(Ⅲ種)

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
整備車両		1	台	[倉庫]
グラウンドレーキ	自動車牽引用	1	台	[倉庫]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
得点板		2	組	[グラウンド]
ピッチャープレート		2	台	野球2、ソフトボール1[グラウンド]
ドラム		2	台	[倉庫]
一輪車		1	台	[倉庫]
パイプイス		154	脚	[倉庫]
長机		6	台	[倉庫]
ラインカー		5	台	[倉庫]
木製トンボ		8	本	[倉庫]
鉄製トンボ		13	本	[倉庫]
コートブラシ		6	本	[倉庫]
ベース	ダブルベース	1	個	[倉庫]
ベース		1	式	[倉庫]
ラインパウダー		多数		[倉庫]
巻尺	100m	3	個	[倉庫]
竹ぼうき		2	本	[倉庫]
スコップ		3	個	[倉庫]
鋤簾		1	個	[倉庫]
つるはし		2	個	[倉庫]
ハンマー		1	個	[倉庫]
庭ぼうき		2	本	[倉庫]
ベンチ	ステンレス	8	台	[倉庫]

瀬戸町総合運動公園(テニスコート)

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
審判台		8	台	[テニスコート]
テニスポスト		8	セット	[テニスコート]
テニスネット		8	枚	[テニスコート]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
転圧ローラー		1	台	[砂ストックヤード]
一輪車		1	台	[砂ストックヤード]
テニスコート用ライン・くぎ	補修用	1	巻	[体育館事務所]
シングルスボール		多数	組	瀬戸体協より譲渡[倉庫]
得点板		8	台	[倉庫]
コードリール		1	台	[倉庫]
スコップ		2	本	[倉庫]
とおし (ふるい)		3	個	[倉庫]
木製トンボ		8	本	[倉庫]
パイロン		4	個	[倉庫]
ロッカー	15人用	2	組	[ロッジ]
ベンチ		2	台	[ロッジ]
丸テーブル		2	台	[ロッジ]
イス		20	台	[ロッジ]
長机		2	台	[ロッジ]
散水用ホース		4	本	[テニスコート]
コートブラシ		17	本	[テニスコート]
庭ほうき		18	本	[テニスコート]
ちりとり		3	本	[テニスコート]
ベンチ		29	台	[テニスコート]

瀬戸町総合運動公園(体育館:メインアリーナ倉庫)

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数量	単位	備 考
バレーボール支柱	鉄製	2	組	[メインアリーナ倉庫]
バレーボール支柱	カーボン製	2	組	[メインアリーナ倉庫]
バレーボール男子9人制ネット		3	枚	[メインアリーナ倉庫]
バレーボール男子6人制ネット		3	枚	[メインアリーナ倉庫]
テニス支柱	鉄製	3	組	[メインアリーナ倉庫]
支柱掛台		3	台	[メインアリーナ倉庫]
卓球台		10	台	[メインアリーナ倉庫]
バスケットボールゴール	可動式(セノー)	1	組	[メインアリーナ倉庫]
審判台		3	台	[メインアリーナ倉庫]
マット運搬車		1	台	[メインアリーナ倉庫]
フロアーシート		30	枚	[メインアリーナ倉庫]
フロアーシート巻取機		1	台	[メインアリーナ倉庫]
フロアーシート袈台		2	台	[メインアリーナ倉庫]
ミニバスケットゴール		1	組	[メインアリーナ倉庫]
テニスネット		3	枚	[メインアリーナ倉庫]

消耗品

品 名	規 格 等	数量	単位	備 考
ソフトバレーボールネット		12	枚	[メインアリーナ倉庫]
バドミントンネット		12	枚	[メインアリーナ倉庫]
バレーボールアンテナ		16	本	[メインアリーナ倉庫]
バレーボール用ネットバンド		6	組	[メインアリーナ倉庫]
バレーボールポストカバー		3	組	[メインアリーナ倉庫]
ソフトバレーボール補助支柱	プラスチック製	12	組	[メインアリーナ倉庫]
バドミントン支柱	鉄製	12	組	[メインアリーナ倉庫]
TSPカウンター	TSP	12	台	[メインアリーナ倉庫]
ボールかご		2	台	[メインアリーナ倉庫]
得点板	可動式	3	台	[メインアリーナ倉庫]
卓球用ネット		6	枚	[メインアリーナ倉庫]
卓球用金具		11	枚	[メインアリーナ倉庫]
卓球用防球フェンス		22	台	[メインアリーナ倉庫]
卓球用防球フェンス収納台		1	台	[メインアリーナ倉庫]
長机		12	台	[メインアリーナ倉庫]
長机キャリー		1	台	[メインアリーナ倉庫]
パイプイス		196	脚	[メインアリーナ倉庫]
パイプイスキャリー		6	台	[メインアリーナ倉庫]
モップ		8	本	[メインアリーナ倉庫]
モップ掛		2	台	[メインアリーナ倉庫]
ほうき		1	本	[メインアリーナ倉庫]
チリトリ		1	個	[メインアリーナ倉庫]
スチール棚		5	台	[メインアリーナ倉庫]
掃除機		1	台	[メインアリーナ倉庫]
テニスセンター帯		3	本	[メインアリーナ倉庫]
掲示板		5	台	[本部席:1、ロビー:4]
ホワイトボード		1	台	[本部席]
長机		6	台	[本部席]
回転イス		8	脚	[本部席]
モップ		8	本	[南階段下倉庫]

瀬戸町総合運動公園(体育館:メインアリーナ北倉庫(器具庫))

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
バレーボール男子6人制ネット		3	枚	[器具庫]
テニスネット		1	枚	[器具庫]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
バレーボール支柱ポストカバー	赤色	3	組	[器具庫]
バドミントンネット		6	枚	[器具庫]
テニスストラップ		7	本	[器具庫]
バレーボール支柱ネット巻き	各種	4	個	[器具庫]
ラインズマンフラッグ		3	組	[器具庫]
テニスハンドル	各種	多数		[器具庫]
バレーボール	ソフトバレー用	多数		[器具庫]
スケール		4	本	[器具庫]
バスケットボールリングネット		8	個	[器具庫]
TPSカウンター数字カード予備		3	個	[器具庫]
スコアボード		8	個	[器具庫]
バレーアンテナ		13	本	[器具庫]
サッカーボール		6	本	[器具庫]
サッカーボール立て		2	個	[器具庫]
卓球ネット		12	枚	[器具庫]
テニスネットサイドロープ		3	本	[器具庫]

瀬戸町総合運動公園(体育館)

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
花台		1	台	[メインアリーナ南倉庫]
演台		1	台	[メインアリーナ南倉庫]
階段	メインアリーナ舞台用	4	台	[メインアリーナ南倉庫]
大型スピーカー		2	台	[メインアリーナ南倉庫]
演台		1	台	[研修室]
エルゴサイザー		4	台	[トレーニングルーム]
レッグエクステンション		1	台	[トレーニングルーム]
シーテッドチェストプレス		1	台	[トレーニングルーム]
ラテラルショルダーレイズ		1	台	[トレーニングルーム]
エアーコンプレッサー	日立	1	台	[トレーニングルーム]
アッパーバック		1	台	[トレーニングルーム]
ラットプルダウン		1	台	[トレーニングルーム]
スクワット		1	台	[トレーニングルーム]
シーテッドバタフライ		1	台	[トレーニングルーム]
アブドミナル		1	台	[トレーニングルーム]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
電話台		1	台	[メインアリーナ南倉庫]
舞台両袖用パーテーション		1	式	[メインアリーナ南倉庫]
コインロッカー	専用コイン	12	台	[更衣室]
ベンチ		6	台	[更衣室]
ホワイトボード		1	台	[研修室]
長机		9	台	[研修室]
パイプイス		67	脚	[研修室]
CDラジカセ		1	台	[トレーニングルーム]
体脂肪計		1	台	[トレーニングルーム]
パイプイス		4	脚	[トレーニングルーム]
ストレッチマット		3	枚	[トレーニングルーム]

瀬戸町総合運動公園(体育館:サブアリーナ)

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
卓球台		6	台	[倉庫]
畳用台車		6	台	[倉庫]
畳押さえ用ゴムマット		1		[倉庫]
跳び箱(1200×1000×900)	カワイK-305B	1	台	[倉庫]
跳び箱(1000×900×800)	カワイK-303B	1	台	[倉庫]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
卓球用ネット		5	枚	[倉庫]
卓球用金具		5	組	[倉庫]
柔道場可動畳		120	枚	[倉庫]
踏切板	エバニューロイ	2	台	[倉庫]
長机		2	台	[倉庫]
モップハンガー		1	台	[倉庫]
掃除機		1	台	[倉庫]
モップ		3	本	[倉庫]
ほうき		2	本	[倉庫]
チリトリ		1	個	[倉庫]
卓球練習用防球ネット		5	台	[倉庫]
卓球カウンター		3	個	[倉庫]
卓球球入れネット		2	個	[倉庫]
パイプイス		16	台	[南倉庫]
長机		9	枚	[南倉庫]
机用台車		4	組	[南倉庫]
傘立て	チトセ鍵付き	1	台	[南倉庫]
ジムボール		16	個	[南倉庫]
シャトルラン用スポンジ		4	枚	[南倉庫]
ヒューストン用具		2	組	[南倉庫]
前屈測定器		2	台	[南倉庫]
ストレッチマット		11	枚	[南倉庫]
電話台		2	台	[南倉庫]
足場	照明交換用	1	式	[南倉庫]

瀬戸町総合運動公園(体育館:放送室等)

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
メインアリーナアンプ・調光器		1	式	[放送室]
卓上アンプ		1	台	[放送室]
卓上ワイヤレスアンプ		1	台	[放送室]
ワイヤレスアンプ		4	本	[放送室]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
スタンドマイク		1	本	[放送室]
有線マイク		3	本	[放送室]
ピンマイク		1	本	[放送室]
4本端子コード		3	本	[放送室]
3本端子コード		4	本	[放送室]
2本端子コード		3	本	[放送室]
マイクスタンド		2	本	[放送室]
3本端子～1ピンコード		4	本	[放送室]
リールに巻いたコード		2	巻	[放送室]
回転イス		2	台	[放送室]
パイプイス		2	台	[放送室]
拡声器		3	台	[放送室]
表示案内板		3	台	[階段下倉庫]
掃除機		1	台	[階段下倉庫]
電話台		1	台	[階段下倉庫]

瀬戸町総合運動公園(体育館:事務室)

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数量	単位	備 考
薬品戸棚		1	台	[医務室]

備品(Ⅲ種)

品 名	規 格 等	数量	単位	備 考
カラープリンター(Canon)		1	台	[事務室]
レジスター(CASIO)		1	台	[事務室]

消耗品

品 名	規 格 等	数量	単位	備 考
電子レンジ		1	台	[事務室]
電気ポット		1	台	[事務室]
電話		3	台	[事務室]
シュレッダー		1	台	[事務室]
事務机		4	台	[事務室]
パソコンデスク		1	台	[事務室]
事務イス		8	脚	[事務室]
袖机		2	台	[事務室]
丸椅子		1	個	[事務室]
金庫		1	個	[事務室]
手提げ金庫		1	個	[事務室]
スチール戸棚(3分割)		3	台	[事務室]
CDラジカセ	ビクター(RC-TIMD-S)	1	台	[事務室]
スチールロッカー		2	台	[事務室]
スチール棚		2	台	[事務室]
テブラ		1	台	[事務室]
ラミネーター		1	台	[事務室]
ディスクカッター		1	台	[事務室]
針金		3	巻	[事務室]
巻尺		3	個	[事務室]
長定規		2	本	[事務室]
エルゴサイザーアダプタ		1	個	[事務室]
エルゴサイザーイヤースセンサー		1	個	[事務室]
テーブルタップ		1	個	[事務室]
延長コード		2	本	[事務室]
ネット補修ナイロンテープ		1	本	[事務室]
ドラム		1	台	[事務室]
野球用審判プロテクター		1	個	[事務室]
野球用審判マスク		3	個	[事務室]
チョーク		2	箱	[事務室]
白旗		26	本	[事務室]
赤旗		23	本	[事務室]
黄旗		15	本	[事務室]
競技用ピストル・カミカン		2	箱	[事務室]
ストップウォッチ		11	個	[事務室]
国旗		3	枚	[事務室]
コンプレッサー	軟式ボール用	1	台	[事務室]
圧力計		1	台	[事務室]
スチールロッカー	4人用	1	台	[事務室]
電器給水機		1	台	[事務室]
ゴミ箱(70L)		2	台	[事務室]
工具セット		4	セット	[事務室]
ちりとり		1	個	[事務室]
ほうき		4	本	[事務室]
表彰盆		2	台	[事務室]
バドミントンラケット		6	本	[事務室]
卓球ラケット	ペン10、シェイク4	14	本	[事務室]
シャトル		多数		[事務室]
ピン球		多数		[事務室]

瀬戸町総合運動公園(体育館:医務室他)

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
ベッド		1	台	[医務室]
下駄箱		8	台	[玄関]
ポータブルアンプ(ブラック)	ナショナル	1	台	[応接室]
花台		1	台	[階段下倉庫]
ウォータークーラー	サンヨー	1	台	[ロビー]
書「阿吽」		1	台	[ロビー、応接室]
大甕(備前焼)		1	個	[北側ロビー]
グランドピアノ	ヤマハ	1	台	[北側ロビー]
絵		2	台	[会議室]

備品(Ⅱ種)

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
AED		1	台	[ロビー]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
担架		1	台	[医務室]
電話台		1	台	[医務室]
血圧計	手動	1	台	[医務室]
ポータブルアンプ ワイヤレスマイク		2	本	[応接室]
有線マイク		1	本	
タイピンマイク	TOA	1	個	
アンテナ	KZ65DC	2	本	
スピーカー		2	個	
ケーブル		2	本	[応接室]
パンフレットスタンド		1	台	[玄関]
傘立		3	台	[玄関]
台車		2	台	[玄関:1、医務室:1]
ソファ(楕円形)		3	式	[北側ロビー]
テーブル(木製)		4	個	[北側ロビー]
掲示板		2	台	[ロビー]
テーブル		4	台	[南側ロビー]
背付ソファ		5	台	[南側ロビー]
ソファ		1	台	[南側ロビー]
植木台		2	台	[南側ロビー]

瀬戸町総合運動公園(体育館外)

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数量	単位	備 考
ヘッジトリマー		2	台	[北西倉庫]
チェンソー		1	台	[北西倉庫]
歩行型芝刈機	ホンダHRC536	1	台	[北東倉庫]
斜面草刈機	共立	1	台	[北東倉庫]
動力噴霧器	ヤンマー	1	台	[北東倉庫]
自動式チップパー	丸山製作所	1	台	[体育館南フェンス内]
テント		3	張	[体育館北空調室外機フェンス内]
乗用トラクター	レーキ各種	1	台	[体育館北側]

消耗品

品 名	規 格 等	数量	単位	備 考
満車看板		3	枚	[体育館北側]
三脚はしご	剪定用	1	台	[体育館北側]
木製長机		5	台	[体育館南側]
アルミブリッジ	7尺	1	対	[北東倉庫]
グラウンドゴルフ用具	スティック・ボール	15	組	[北東倉庫]
グラウンドゴルフ用具	ゴールポスト	12	組	[北東倉庫]
グラウンドゴルフ用具	スターター	8	個	[北東倉庫]
草刈機		4	台	[北西倉庫]
噴霧器		3	台	[北西倉庫]
竹ぼうき		5	本	[北西倉庫]
熊手		6	本	[北西倉庫]
鎌		5	本	[北西倉庫]
鋤簾		3	本	[北西倉庫]
斧		1	本	[北西倉庫]
鋸		3	本	[北西倉庫]
剪定ばさみ		1	本	[北西倉庫]
つるはし		2	本	[北西倉庫]
木槌		2	本	[北西倉庫]
バリケード		3	台	[北西倉庫]
防風ネット	テニスコート用	2	巻	[北西倉庫]
庭ぼうき		4	本	[北西倉庫]
フォーク		1	本	[北西倉庫]
ひばし		多数		[北西倉庫]
ハンマー		1	本	[北西倉庫]
バルブハンドル		1	本	[北西倉庫]
ディスクグラインダー		1	個	[北西倉庫]
箕	プラスチック	2	個	[北西倉庫]
パイロン		15	台	[北西倉庫]
糸鋸		1	本	[北西倉庫]
ペンチ		2	本	[北西倉庫]
シャベル		2	本	[北西倉庫]
ちりとり		1	個	[北西倉庫]
スコップ		3	本	[北西倉庫]
タイル予備各種	体育館補修用	多数		[北西倉庫]
土嚢袋		200	袋	[北西倉庫]

瀬戸町江尻レストパーク(管理棟)

備品Ⅰ種

品 名	規 格 等	数量	単位	備 考
製氷機		1	台	[管理棟ロビー]
スチール書類棚	コクヨ	1	台	[管理事務所]
冷蔵庫	ナショナル	1	台	[管理事務所]
コインロッカー		2	台	[更衣室]

消耗品

品 名	規 格 等	数量	単位	備 考
片袖机	ナイキ	2	台	[管理事務所]
回転イス	ナイキ	2	脚	[管理事務所]
テーブル		2	台	[管理事務所]
イス	ナイキ	7	脚	[管理事務所]
食器棚	アイリスオーヤマ	1	台	[管理事務所]
ワイヤレスマイク	ビクター	2	台	[管理事務所]
マイクスタンド	TOA・テーブル置	1	個	[管理事務所]
ごみ箱		3	個	[管理事務所]
ドラム		1	個	[管理事務所]
台車		1	台	[管理事務所]
タオル干し		1	台	[管理事務所]
行事予定表		1	台	[管理事務所]
ちりとり		2	個	[管理事務所]
庭ほうき	長1,短5	6	本	[管理事務所]
モップ		1	本	[管理事務所]
掃除機	ナショナル	1	台	[管理事務所]
壁掛け時計		1	個	[管理事務所]
ちりとり		4	個	[管理棟トイレ]
バケツ		2	個	[管理棟トイレ]
ほうき		10	本	[管理棟トイレ]
ブラシ		3	本	[管理棟トイレ]
壁掛け時計		1	台	[管理室ロビー]
リフレッシュテーブル(丸)		2	台	[管理室ロビー]
イス		6	脚	[管理室ロビー]
傘立て		1	台	[管理室ロビー]
長机	ナイキ	20	台	[研修室]
折りたたみイス	ナイキ	58	脚	[研修室]
演台	コクヨ	1	台	[研修室]
イス用台車	ナイキ	2	台	[研修室]
ホワイトボード	コクヨ	1	台	[研修室]
掲示板	コクヨ	1	台	[研修室]
テレビ台		1	台	[研修室]
カラーテレビ	パナソニック	1	台	[研修室]
ビデオデッキ	ナショナル	1	台	[研修室]
脚立	コクヨ1	1	台	[研修室]
スチールロッカー		1	台	[研修室]
ほうき		6	本	[研修室]
モップ		4	本	[研修室]
のぼり旗用ポール		多数		[研修室]

備品Ⅱ種

品 名	規 格 等	数量	単位	備 考
AED		1		管理事務所(ライオンズクラブ寄贈)

瀬戸町江尻レストパーク(多目的広場他)

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
朝礼台		1	台	[多目的広場内]
ホッケーゴール		6	組	[多目的広場内]
得点板	ジャンボ	4	台	[シャッター倉庫]
折畳式リヤカー	ジャンボ	1	台	[シャッター倉庫]
テント	エパニユー	3	張	[プレハブ倉庫]
フットサルゴール		2	組	[多目的広場内]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
ベンチ		6	台	[多目的広場内]
防球ネット	大(2m×2m)	20	枚	[多目的広場内]
防球ネット	小(0.53×2m)	多数		[多目的広場内]
スピーカー		2	台	[多目的広場内]
アンプ用ケーブル		2		[多目的広場内]
時計板	ジャンボ	4	台	[シャッター倉庫]
パイプイス		45	脚	[シャッター倉庫]
長机		8	台	[シャッター倉庫]
交代板		2	式	[シャッター倉庫]
スティック置き		2	台	[シャッター倉庫]
コーナーフラッグ		1	式	[シャッター倉庫]
コートブラシ	大	1	本	[シャッター倉庫]
コートブラシ	小	1	本	[シャッター倉庫]
デッキブラシ		4	本	[シャッター倉庫]
マイクスタンド	TOA	1	本	[シャッター倉庫]
マイクアンテナ	TOA	2	本	[シャッター倉庫]
のぼり旗用ポール		36	本	[シャッター倉庫]
ホッケーボール等		多数		[シャッター倉庫]
タンカー		1	台	[シャッター倉庫]
ドラム		1	個	[シャッター倉庫]
ラインカー		2	台	[プレハブ倉庫]
オムニラインパウダー	日本植生	多数		[プレハブ倉庫]
コート整備用砂		多数		[プレハブ倉庫]
庭ほうき		4	本	[プレハブ倉庫]
コートブラシ	小	6	本	[プレハブ倉庫]
簡易テント		4	台	[プレハブ倉庫]

瀬戸町カー艇庫

備品(Ⅰ種)

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
検艇用具(はかり)		2	台	[会議室、艇庫]
エアコン		1	台	[会議室]

消耗品

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
検艇用具(発砲スチロール)		2	台	[会議室、艇庫]
パイプイス		26	脚	[会議室、艇庫]
長机		8	台	[会議室]
ホワイトボード		1	台	[会議室]
テレビ		1	台	[会議室]
テレビ台		1	台	[会議室]
ビデオデッキ		1	台	[会議室]
冷蔵庫		1	台	[会議室]
ロッカー	9人用	2	台	[艇庫内]
下駄箱	18人用	1	台	[艇庫内]
洗濯機	三菱	1	台	[艇庫内]
壁掛け時計	シチズン	1	個	[艇庫内]
掃除機	ナショナルTANKTOP350W	1	台	[艇庫内]
事務机	方袖机	1	台	[艇庫内]
灰皿		3	台	[艇庫内]
チリトリ		1	個	[艇庫内]
製氷機	ホシザキ	1	台	[艇庫内]

岡山市社会体育施設25施設の管理運営に関する包括協定書(案)

(趣旨)

第1条 この協定は、岡山市（以下「甲」という。）が、岡山市社会体育施設条例（平成7年3月23日条例第17号）第2条の2及び岡山市公園条例（昭和35年4月1日条例第11号）第3条に基づき、●●●（以下「乙」という。）を指定して行わせる岡山市社会体育施設25施設（以下「施設」という。）の管理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条及び第244条の2、岡山市社会体育施設条例第3条、第4条、第6条、第7条、第11条及び第11条の2、岡山市公園条例第4条、第7条、第8条、第12条、第16条の5並びに指定通知書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施設等の概要)

第2条 乙が管理する施設の概要は、次のとおりとし、その詳細は、甲が別に提示する「財産台帳」に掲げるものとする。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 奥市公園野球場 | ⑭ 吉備津弓道場 |
| ② 奥市公園補助野球場 | ⑮ 小串スポーツ広場 |
| ③ 奥市公園相撲場 | ⑯ 桑野スポーツ広場 |
| ④ 当新田公園サッカー場 | ⑰ 財田スポーツ広場 |
| ⑤ 二日市公園テニスコート | ⑱ 興除テニスコート |
| ⑥ 向州公園補助野球場 | ⑲ 旭東テニスコート |
| ⑦ 向州公園テニスコート | ⑳ 灘崎野球場 |
| ⑧ 上道公園野球場 | ㉑ 灘崎体育センター |
| ⑨ 神崎山公園競技場 | ㉒ 瀬戸町総合運動公園 |
| ⑩ 足守テニスコート | ㉓ 瀬戸町江尻レストパーク |
| ⑪ 牟佐スポーツ広場 | ㉔ 瀬戸町カヌー艇庫 |
| ⑫ 西大寺武道館 | ㉕ 山田グリーンパーク |
| ⑬ 野山武道館 | |

2 乙が管理する物品等は、甲が別に提示する「物品台帳」に掲げるものとする。

(協定期間)

第3条 この協定は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（以下「協定期間」という。）の管理について適用する。

2 前項に定める協定期間の終期は、指定が取り消されたときには、取り消された日までに変更されるものとする。

(管理業務の詳細)

第4条 条例第4条に定める乙が行う管理に関する業務（以下「管理業務」という。）の詳細は、別紙「岡山市社会体育施設25施設管理業務仕様書」に定めるところによる。

（地位の譲渡及び再委託の禁止等）

第5条 乙は、施設の指定管理者の地位及びこの協定によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

2 乙は、管理業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、事前に書面による甲の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

4 乙が前項の規定に基づき管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任において行うものとする。

（自主事業の実施）

第6条 乙は、施設の設置目的を効果的に達成し、ひいては市民の満足度を上げるため、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用負担により、第4条に定める管理以外の自主事業を実施することができる。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲にあらかじめ自主事業計画書を提出し、事業内容の事前承認を受けるとともに、施設使用手続き及び使用料若しくは利用料金またはその両方の納付をしなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、自主事業実施に当たり、条件を定めることができる。

4 自主事業実施に伴う収入及び支出は、管理業務に伴う経理と明確に区分して管理しなければならない。

（重要事項変更の届出）

第7条 乙は、代表者、定款、寄附行為等の重要事項に変更があったときは、直ちに甲に届け出なければならない。

（事業報告書等）

第8条 乙は、条例第7条に定める事業報告書を、毎年度終了後30日以内に甲に提出しなければならない。

2 条例第7条に定めるものを除くほか、乙が管理の実態を把握するために必要な事項のうち事業報告書に記載しなければならないものは、次に掲げるものとする。

(1) 情報開示の状況に関する事項

(2) 自主事業の実施状況に関する事項

(3) その他甲が指示する事項

- 3 甲は、事業報告書を受理したときは、10日以内に乙の管理業務に係る管理実態点検を実施するものとする。
- 4 乙は、前項に定める管理実態点検の結果、管理業務に不十分な点があったときは、直ちに改善等を実施し、再度、甲の点検を受けなければならない。
- 5 前項に定める再度の甲の管理実態点検に要する費用は、乙の負担とする。
- 6 協定期間の途中において指定を取り消されたときは、第1項から前項までの規定を準用する。
- 7 乙は、事業報告書のほか、管理運営業務チェックシート及びモニタリング評価シートによるセルフモニタリング・自己評価を行い、毎年度終了後30日以内に甲に管理運営業務チェックシート及びモニタリング評価シートを提出しなければならない。
- 8 乙は、第1項から前項までの規定のほか、甲が管理の実態を把握するために必要な書類の提出を求めた場合は、甲が指定する期日までに、その書類を提出しなければならない。

(管理業務の確認及び指示)

- 第9条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、乙に対し、定期又は臨時に報告を求め、実地調査を実施することができる。
- 2 乙は、前項の規定による実地調査に立ち会うものとし、正当な理由なく立ち会わないときは、調査の結果等について何ら異議を申し立てることができない。
 - 3 第1項の規定による調査等の結果、管理業務が仕様書その他甲が示した条件を満たしていない場合その他管理の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は乙に対して管理業務の改善勧告等の必要な指示をするものとする。
 - 4 乙は、前項の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。この場合において、発生する費用は、乙の負担とする。

(指定管理料)

- 第10条 協定期間に係る施設の管理に必要な経費（以下「指定管理料」という。）は、●●●●●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額 ●●●●●●●●円）とする。

(指定管理料の支払)

- 第11条 甲が乙に対して支払う指定管理料の額及び支払い方法については、次のとおりとする。

月	金額（円） （うち消費税及び地方消費税の額）				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
4月					

5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
1 0 月					
1 1 月					
1 2 月					
1 月					
2 月					
3 月					
計					

- 2 乙は、支払期ごとの管理が終了したときは、甲に通知するものとする。
- 3 甲又は甲の検査員（甲が委任し、乙に通知するものとする。）は、前項の通知を受けた日から 1 0 日以内に管理が適正に行われているかどうかを検査するものとする。
- 4 甲は、前項の検査が終了し、乙が適正に管理を終了していると認めたときは、乙に通知するものとする。
- 5 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに甲に指定管理料の支払いを請求するものとする。
- 6 甲は、前項の請求を受けた日から 3 0 日以内に当該請求に係る指定管理料を乙に支払うものとする。

（利用料金）

第 1 2 条 甲は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入と

して収受させるものとする。

- 2 利用料金は、乙が、条例及び同条例施行規則に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲乙協議を行うものとする。

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の乙による管理を継続することが適当でないと認めるときとは、岡山市公の施設の管理等に関する規則（平成19年市規則第314号）第9条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 乙が正当な理由なく、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく甲の指示に従わないとき。
- (2) 乙が甲の報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 乙が条例等の規定又はこの協定に違反したとき。
- (4) 乙が岡山市社会体育施設25施設指定管理者募集要項に定められた応募資格を満たさなくなったとき。
- (5) 乙の財産につき、滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、破産その他の強制換価手続が開始される等経営が悪化し、管理業務を行うことが困難になったとき。
- (6) 乙の代表者、役員又は従業員が、管理業務の遂行に当たり行った行為が、法令、条例、協定等に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合であって、引き続き指定管理者として管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適当であると認められるとき。
- (7) 乙の管理業務の処理が著しく不適当であると認められるとき。
- (8) 乙が管理業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (9) その他、乙が指定管理者として不適当と認められるとき。

- 3 乙は、第1項の規定により、指定を取り消され、管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、当該取り消され、又は停止を命ぜられた部分に係る指定管理料を、甲に返還しなければならない。

- 4 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、指定を取り消され、管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、前項に定める指定管理料の返還に併せて指定管理料額の100分の10（管理業務の全部又は一部を停止されたときにあつては、その停止された部分に係る指定管理料の100分の5とする。）に相当する額の違約金を支払わなければならない。

- 5 指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止した場合において、乙に生じた損害、損失及び費用の増加については、甲はその賠償の責めを負わない。

(業務の引継ぎ等)

- 第14条 乙は、乙以外の者が協定期間終了後に管理業務を行う場合には、甲又は甲が指定する者に対し、協定期間終了までに管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 甲は、管理業務の引継ぎに必要があると認めた場合には、乙に対して、甲又は甲が指定する者による施設の視察を請求することができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の請求を受けたときは、それに応じなければならない。ただし、乙が請求に応じることができないやむを得ない事由があると甲が認めたときは、この限りでない。
- 4 乙は、協定期間終了後であっても、甲又は甲が指定する者に管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、この協定の定めるところにより、管理業務を継続するものとする。

(損害賠償等)

- 第15条 乙は、管理業務の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲が損害を受けた第三者に対し損害を賠償したときは、甲は乙に対して、賠償額の全部又は一部を求償することができる。

(原状回復義務)

- 第16条 乙は、協定期間終了後には、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡し、及び返還しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(緊急時の対応)

- 第17条 乙は、管理業務の実施に際し事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じ、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力するとともに、甲及び関係者に対してその状況を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。
- 3 乙は、管理業務に必要な諸規則及び非常時の対応についてのマニュアル等を整備し、従事する者に指導するとともに、これを甲に届け出なければならない。

(情報管理)

- 第18条 乙及び管理業務の一部に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を他へ漏らし、又は他の目的に使用

してはならない。指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）並びに、別に締結する個人情報の取扱いに関する覚書及び市の保有する個人情報の取扱いに関する覚書に従い、管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙はその管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

（備品の管理）

- 第19条 乙は、管理業務仕様書別紙10「物品台帳」に示す、岡山市が貸与する物品（以下「備品（Ⅰ種）」という。）を管理業務の実施に必要な範囲内で使用できるものとする。
- 2 乙は、備品（Ⅰ種）を常に良好な状態に保たなければならない。
 - 3 甲は、備品（Ⅰ種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合であって、必要があると認めたときは、新たに当該備品（Ⅰ種）を購入し、又は調達し、乙が使用できるように提供するものとする。
 - 4 乙は、故意又は過失により備品（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、甲との協議により、甲に対しこれを弁償し、同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

（備品の購入等）

- 第20条 乙は、管理業務仕様書別紙10「物品台帳」に示す、管理業務仕様書に定める乙が準備すべき物品（以下「備品（Ⅱ種）」という。）を自己の費用により購入又は調達し、管理業務の用に供しなければならない。
- 2 乙は、備品（Ⅱ種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合には、新たに当該備品（Ⅱ種）を購入し、又は調達しなければならない。
 - 3 乙は、備品（Ⅱ種）のほか、必要に応じ購入又は調達した備品（以下「備品（Ⅲ種）」という。）を管理業務実施の用に供することができるものとする。

（協定期間終了時の備品の取扱い）

- 第21条 協定期間の終了に際して、備品の取扱いについては、次のとおりとする（乙が引き続き指定管理者となる場合を除く）。
- (1) 備品（Ⅰ種）については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。
 - (2) 備品（Ⅱ種）については、乙は、甲との協議により決定することとする。
 - (3) 備品（Ⅲ種）については、原則として甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものと

する。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙が自己の責任と費用で撤去し、又は撤収することができるものとする。

(損害保険)

第22条 乙は、管理業務仕様書に定める甲が加入する保険を除き、自己の負担において、必要に応じた損害保険に加入するものとする。

(不可抗力によって発生した費用の負担等)

第23条 乙は、不可抗力等により損害、損失及び費用の増加が生じたときは、その内容や程度の詳細を書面で甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受領した場合、当該損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力等の判定及び別表リスク分担表に基づく費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力による乙の損害、損失及び費用の増加については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。ただし、乙が付保した損害保険によりてん補された金額相当分については、この限りでない。
- 4 不可抗力に伴う甲の損害、損失及び費用の増加については、甲が負担するものとする。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第24条 乙は、この管理に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し指定管理料の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該指定管理が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、乙の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。

- 3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年●.●パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。

(紛争の解決)

第25条 甲及び乙は、この協定に関し、双方の間に紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし、甲及び乙の一方又は双方があっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、この限りでない。

- 2 甲及び乙は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自負担する。

(裁判管轄等)

第26条 この協定に関する訴訟の提起又は前条に規定するあっせん若しくは調停等は、岡山市の所在地を管轄する裁判所又は紛争処理機関に行うものとする。

(秘密の保持)

第27条 乙は、この管理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第28条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号
(団体名) 岡 山 市
代表者 岡山市長 大森 雅夫 印

乙 住 所
(団体名)
代表者 印

災害時における避難場所等の開設運営に関する協定書（案）

岡山市（以下「甲」という。）と指定管理者名〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時において市民の安全を確保するため、甲の指定管理者として乙が管理・運営する施設の一部を避難場所等として使用し、開設及び運営管理を行う業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、岡山市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) この協定書において「避難場所等」とは、指定緊急避難場所等又は指定避難所をいう。

（対象施設）

第3条 避難場所等として使用する施設は、別紙のとおりとする。

（業務内容）

第4条 乙の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難場所等としての使用に向けた開設準備
- (2) 避難場所等としての施設の開設・運営管理及び避難者の受入れ
- (3) 市との連絡調整

（業務の実施体制）

第5条 前条の業務が必要と認められる場合は、甲は、電話等により乙に開設の要請をするものとし、対象施設の所在する地域の避難情報等が解除された場合は、乙は、甲に現場の状況を報告し、了解を得た上で、避難場所等を閉鎖するものとする。

2 前項に関わらず、乙は災害時において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、対象施設を避難場所等として開設及び運営管理を行うものとする。

3 乙は、避難場所等の開設要請を受けた場合、直ちに出動人員の確保及び開設を前提とした

体制づくりを行い、対象施設の開設可能時期を甲に報告し、避難者を受け入れるものとする。

- 4 乙は、避難場所等の開設要請を受けた場合は、出勤人員より1名を現場責任者として定めるものとする。
- 5 業務に必要な物品は、甲があらかじめ準備し、追加で必要な物品については区本部または市災害対策本部へ連絡するものとする。

(費用負担)

第6条 乙は、施設の開設及び運営管理に係る費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し算定した費用を乙に支払うものとする。
- 3 業務に関し、止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合には、甲がその対価を負担するものとする。
- 4 甲は、避難者が乙の施設及び設備等を破損若しくは汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担しなければならない。

(紛争等の対応処理及び損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い第三者との間に紛争等の問題が生じた場合、甲がその責任において対応・調整の上解決するものとする。

- 2 業務の実施に伴い第三者に損害が発生した場合、甲がその費用を負担する。ただし、乙に故意又は重過失があるときはこの限りでない。
- 3 対象施設等に損害が生じたときは、乙の窓口担当者は遅滞なくその状況を書面又は口頭により甲に速やかに報告するものとし、その処置については、甲及び乙が協議し決定する。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から指定管理者の指定の期間の終了する日までとする。

(協定の解除)

第9条 この協定を継続できない事情が発生したときには、甲及び乙は協議の上この協定を解除することができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大 森 雅 夫

乙

別紙

避難場所等対象施設一覧

施設名	所在地	連絡先

協定書に関する留意事項

1 避難場所等の開設について

- ア) 指定管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、地域住民等が避難してきた場合はただちに受け入れ、市へ連絡する。
- イ) 市から開設要請があった場合、指定管理者はただちに施設運営上の支障の有無を確認し、開設可否を市へ連絡する。
- ウ) 夜間等施設側の職員が不在の時に、地域住民等から市へ避難の要望があり、市より開設要請があった場合、指定管理者は開設準備を行うが、やむを得ない事情等により開設できない場合は、その旨をただちに市に連絡する。
- エ) 避難場所等の開設期間は、原則として市から開設の要請があったときから、閉鎖の連絡があるまでとする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、施設管理者と協議の上決定する。

2 避難場所等の管理運営について

指定管理者が行う開設・運営については、大きく分けて2つの業務を行う。

① 避難者の受入れ

避難者に避難所利用者登録票を記入してもらい、避難者名簿を作成する。

② 市との連絡調整

避難者人数、物資の必要性、要配慮者の有無を確認し、市との連絡調整を行う。

なお、詳細な内容については以下のとおりとする。

- 1) 開設準備 施設の開錠後、施設内の確認し、市へ連絡する。
※市へ連絡の際、物資も必要に応じ要請する。
- 2) 運営 「避難所利用者登録票」を記入してもらい、「避難所利用者名簿」を作成し、1時間毎（00分現在）に避難者数を確認・記録する。
※避難者に要配慮者がいる場合は、その対応に注意し、必要に応じて区本部と相談の上対応する。
- 3) 避難所閉鎖 対象地域の避難情報等が解除されたことを、避難者に知らせ、帰宅を促し避難者の帰宅を確認後、区本部及び危機管理室（市災害対策本部）に連絡する。
- 4) 後片付け 施設の点検し、避難所利用者登録票など個人情報に記載した書類等を、市へ送付する。（備品の破損等あればその旨を市へ報告する）